

HUMAN RIGHTS

浦安市

人權施策
指針 (改訂)



はじめに

人権とは、あらゆる人が人間らしく生きるための権利であり、誰もがお互いの違いを認め合うことで守られるものです。そのためには、一人ひとりが人権意識を高めていくとともに、他人の人権にも配慮できるように、社会全体で人権尊重の機運を高めていくことが重要です。

浦安市では、平成21年3月に「浦安市人権施策指針」を策定し、人権問題に対して全庁的に取り組むことで、「一人ひとりの人権は、何よりも尊重されなければならない」という意識の浸透に努めてきました。

指針策定から10年が経過し、市民一人ひとりにおける人権意識の高まりが見受けられる一方、社会が複雑化・多様化するに伴い、人権を取り巻く状況も変わり、インターネット上での人権侵害、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別の問題等に対応していくことが求められています。

このことを踏まえ、「浦安市人権施策指針」で掲げた基本理念を堅持しつつ、新たな人権問題や今後の社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応するために、「浦安市人権施策指針（改訂）」を策定することとなりました。

同指針では、人権問題に対して包括的な対応ができるよう4つの基本方針を掲げ、それぞれの基本方針について施策の方向性を示しました。

今後は、新たな指針に基づき、市民の方々をはじめとして、関係機関や関係団体の皆様と共に、人権尊重を基調とした市政をさらに進めていきたいと考えておりますので、皆様の更なるご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、指針策定に当たり、関係機関や人権意識調査等にご協力いただいた市民の方々に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

浦安市長 内田悦嗣

目次

第1章 「浦安市人権施策指針」の改訂にあたって

1. 「浦安市人権施策指針」策定の趣旨・・・・・・・・・・ 1
2. 「浦安市人権施策指針」改訂の背景と目的・・・・・・・・ 2
3. 位置づけ・性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 人権問題に関する現状と課題

1. 国内外の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 指針策定後の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 指針の施策・事業への反映状況・・・・・・・・・・・・ 6
4. 基礎調査結果からみた現状と課題・・・・・・・・・・・・ 8
5. 指針の改訂に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第3章 「浦安市人権施策指針（改訂）」の基本的な考え方と構成

1. 基本理念と改訂指針の体系・・・・・・・・・・・・ 11
2. 基本方針と施策の方向性・・・・・・・・・・・・ 13
3. 改訂指針の進行管理・・・・・・・・・・・・ 16

資料編

1. 人権に関する世界、日本、浦安市の動向・・・・・・・・ 17
2. 基礎調査の実施概要と主な調査結果・・・・・・・・ 22
3. 人権に関する法律、条約・・・・・・・・・・・・ 31
4. 「浦安市人権施策指針（改訂）策定検討委員会」概要・・・・ 34
5. 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

第1章

「浦安市人権施策指針」の 改訂にあたって

1. 「浦安市人権施策指針」策定の趣旨
2. 「浦安市人権施策指針」改訂の背景と目的
3. 位置づけ・性格

1 「浦安市人権施策指針」策定の趣旨

人権とは、あらゆる人が人間らしく生きていくための固有の権利であり、個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために不可欠な権利です。

国際連合（以下、国連）で採択された世界人権宣言では、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と示されており、国連を中心として、人身売買、難民、人種差別、女性、子ども、障がいのある人等、様々な側面から人権問題の解決に向けた取り組みがなされています。

国では、「国民主権、基本的人権の尊重、平和主義」を三大原則とする日本国憲法において「自由権」「平等権」「社会権」等が定められています。あらゆる人が尊重され、人間らしく生きる権利が保障される社会の実現に向けて、様々な人権教育や人権啓発が行われています。

浦安市では、平成21年（2009年）に、人権問題に対して全庁的に取り組み、社会的に弱い立場に置かれた人を含め、すべての市民が自立して尊厳ある暮らしを営めるよう「浦安市人権施策指針」（以下、「指針」）を策定しました。本指針は、各種の施策・事業を推進していく上で、人権尊重の観点から何を重視すべきかの基本的な考え方を示したものです。人権課題に対して全庁的に取り組み、すべての市民が互いの生き方を尊重し誇りを持ち暮らすまちの実現を目指します。

2 「浦安市人権施策指針」改訂の背景と目的

指針策定時に比べ、児童や高齢者の虐待、子どものいじめ、障がいのある人や性的少数者への偏見や差別、インターネットやヘイトスピーチ等による人権侵害、職場等での各種ハラスメント等の人権問題が顕在化しています。

浦安市では、市政運営の指針である「浦安市基本構想」の4つの基本目標の1つに、「誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ」を掲げ、自分らしく心豊かな暮らしを続けられる、多様性を認め合い思いやりのある、支え合うまちを目指しています。

本市の最上位計画である「浦安市基本構想」の考え方を踏まえつつ、新たな人権問題に対応するため「浦安市人権施策指針（改訂）」（以下、「改訂指針」）を策定します。

3 位置づけ・性格

- ①まちづくりの基本姿勢である「共生尊重」のまちづくりのもと、浦安市における個別計画・事業に反映させていくものです。
- ②「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や千葉県「千葉県人権施策基本指針（改定）」との整合性を保ちつつ、浦安市の特性を考慮に入れたものです。
- ③市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、共生したまちづくりを進めるための基本的な考え方であり、市民、関係機関（警察、法務局等）やNPO等の関係団体との連携により、浦安市全体で人権尊重の機運を高めるための基本姿勢を示すものです。

第2章

人権問題に関する 現状と課題

1. 国内外の動向
2. 指針策定後の人権問題
3. 指針の施策・事業への反映状況
4. 基礎調査結果からみた現状と課題
5. 指針の改訂に向けて

第2章

人権問題に関する現状と課題

1 国内外の動向

国外の動向をみると、平成16年（2004年）に国連で採択された「人権教育のための世界計画」の第2段階として、平成22年（2010年）から5年間、高等学校での人権教育、及び教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育の推進に重点を置いた行動計画が実施されました。また、第3段階として、平成27年（2015年）からの5年間、第1段階（初等中等学校での人権教育推進の行動計画）と第2段階の実施の強化、及びメディア専門家及びジャーナリストの人権研修の促進に重点を置いた行動計画が実施されています。平成27年（2015年）の国連サミットでは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、令和11年（2029年）までの国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が公表されました。

国内の動向をみると、国では、平成24年（2012年）に「障害者虐待防止法」、平成25年（2013年）に「いじめ防止対策推進法」、平成26年（2014年）に「子どもの貧困対策法」、平成27年（2015年）に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。また、平成28年（2016年）には人権三法である「障害者差別解消法」「部落差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」が施行しており、様々な分野において人権に関する法整備が進められています。

千葉県では、平成27年（2015年）に「千葉県人権施策基本指針（改定）」が策定されました。同指針では、「すべての県民の人権が尊重される元気な千葉県を目指して」という基本理念のもと、「一人ひとりがかけがえのない存在としてお互いに尊重し合う差別のない社会」「一人ひとりの能力が十分に発揮できる機会が保障され、活力のある社会」「一人ひとりの個性を尊重し多様な文化や価値観を認め合い、お互いがつながり支え合いながら共に暮らせる社会」の3つの社会づくりを推進することを掲げています。

2 指針策定後の人権問題

指針策定後、特に顕在化している人権問題としては、いじめや児童虐待等の子どもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障がいのある人や高齢者の人権問題、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別の問題、ヘイトスピーチによる人権侵害等が挙げられます（表1）。

表1 指針策定後の人権問題（1/2）

刊行年度	人権問題に関する記載
平成 22 年度	学校における「いじめ」、インターネットを利用した名誉毀損やプライバシー侵害、児童、高齢者、障害のある人への虐待といった人権侵害の疑いがある事案が多発する憂慮すべき状況
平成 23 年度	痛ましい児童虐待が多発し、学校における「いじめ」自殺の問題も発生しました。また、大阪地検における一連の事態等により、刑事司法における人権保障の在り方が厳しく問われることとなりました。さらに、大震災に伴う原発事故の影響による放射線被ばくについて、言われのない偏見や差別の問題が生じています。
平成 24 年度	震災に伴って発生した福島第一原子力発電所の事故による放射線被ばくについての風評等に基づく差別的取扱いや、避難生活の長期化に伴うトラブル等、新たな人権問題も発生しています。また、その他の人権問題に関しても、児童虐待、いじめ、社会福祉施設における虐待など、特に社会的に弱い立場にある方々を対象とするものを中心に、依然として厳しい状況にあります。
平成 25 年度	滋賀県大津市においていじめを背景に中学生が自殺した事件や、大阪市において体罰を背景に高校生が自殺した事件等が社会の耳目を引くなど、子どもに関する人権問題が社会的な関心を集めた一年でした。また、子どもに関する人権問題以外でも、インターネットによる人権侵害、障害のある人に対する人権侵害等が増加しています。さらに、甚大な被害をもたらした東日本大震災から2年以上が経過しましたが、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射線被ばくについての風評等に基づく差別的取扱い等、震災に起因する人権問題が今なお発生しています。
平成 26 年度	いじめや体罰、児童虐待といった子供に関する人権問題に加え、インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等が問題とされるなど、我が国の人権を取り巻く環境は依然として憂慮すべき状況にあります。また、我が国に入国する外国人は増加傾向にあり、平成 25 年には約 1,125 万人と過去最高となっています。こうした中、昨年度は、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることがいわゆるヘイトスピーチであるとして取り上げられるなど、外国人への差別意識を生じさせることにつながりかねない事案が社会的な関心を集めた一年でもありました。

（出典：各年度の「人権教育・啓発白書（法務省）」より抜粋）

表1 指針策定後の人権問題（2/2）

刊行年度	人権問題に関する記載
平成 27 年度	人権を取り巻く各種領域に目を転じると、いじめや児童虐待等の子供の人権問題、いわゆるヘイトスピーチ等の外国人の人権問題、障害のある人や高齢者の人権問題、インターネット上の人権侵害等、依然として解決すべき課題の生起はやむことはありません。
平成 28 年度	近年の社会の急激な変化の中で、子供の人権問題、インターネット上の人権侵害、性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別の問題、いわゆるヘイトスピーチ等の外国人の人権問題等深刻な社会問題となったり新たな対応が切実に求められている課題が出現しています。
平成 29 年度	近年の社会の急激な変化の中で、子供の人権問題、インターネット上の人権侵害、障害のある人や高齢者の人権問題に加え、性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別の問題、いわゆるヘイトスピーチ等の外国人の人権問題などが出現するとともに、我が国固有の人権問題である同和問題（部落差別）も依然として存在しています。
平成 30 年度	今日の我が国の人権状況に目を転じますと、いじめや虐待等の子どもの人権問題に加え、インターネットを悪用した人権侵害、障害等を理由とする偏見や差別、いわゆるヘイトスピーチを含む外国人に対する人権侵害、同和問題（部落差別）等の様々な人権問題も依然として存在しています。
令和元年度	我が国の未来そのものである子どもが亡くなる痛ましい児童虐待事案が相次いで発生しているほか、いじめや体罰等の子どもの人権侵害事案も依然として後を絶ちません。これに加え、インターネットを悪用した人権侵害、障害等を理由とする偏見や差別、いわゆるヘイトスピーチを含む外国人に対する人権侵害、同和問題（部落差別）、セクシャル・ハラスメント等の解決すべき人権問題も多数存在しています。

（出典：各年度の「人権教育・啓発白書（法務省）」より抜粋）

3 指針の施策・事業への反映状況

改訂指針策定にあたり、指針の考え方を具体的な施策・事業にどう反映させているのかを整理しました。

(1) 施策の方向性への対応

指針では、5つの基本方針のもと9つの施策の方向性を設定しており、それぞれの施策の方向性に示した内容を具体的な施策・事業展開に繋げることで、浦安市における人権尊重や共生のまちづくりを進めています（表2）。

表2 施策の方向性に対応した主な施策・事業

	施策の方向性	主な施策・事業
基本方針Ⅰ	I-1 一人ひとりの人権意識を 高めます	○「ハートフルヒューマンフェスタうらやす」開催 ○小学生への人権教室の実施、中学生への人権講演会の 開催、人権公民ノート事業 等
基本方針Ⅱ	Ⅱ-1 誰もが安心して相談できる 体制をつくります	○総合相談窓口、人権相談、女性のための相談、女性 のための法律相談、外国人相談窓口等の設置 ○広報紙での相談窓口の周知 等
	Ⅱ-2 人権を守るために迅速に 対応します	○相談者の事情に応じた対応や緊急事態に迅速対応する ための関係団体との連携体制構築と定期連絡会開催 ○浦安市の子どもをみんなで守る条例の制定 等
基本方針Ⅲ	Ⅲ-1 尊厳ある暮らしを営める 環境をつくります	○浦安市障がいと理由とする差別の解消の推進に関する条例 ○浦安市手話言語等の理解及び普及の促進に関する条例 ○うらやす成年後見支援センターの運営 ○専門相談員による就労相談の定期開催 等
	Ⅲ-2 個人を支える団体を 支援します	○子どもや女性、高齢者、障がいのある人、外国人等の 人権を守る民間団体への補助金交付 ○介護事業者住宅確保支援事業補助金 等
基本方針Ⅳ	Ⅳ-1 人にやさしい地域づくりを 進めます	○市民活動センター「団体応援講座」開催 ○市民向け市民参加推進講習会の開催 ○市民活動補助金及びまちづくり活動補助金の交付 等
	Ⅳ-2 誰もが暮らしやすい環境を つくります	○浦安市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関 する法律施行細則の制定 ○こころのバリアフリーハンドブックの作成・配布 等
基本方針Ⅴ	V-1 人権尊重に向けた体制を つくります	○浦安市人権擁護委員連絡会の定期開催 ○浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会の運営 等
	V-2 市職員の人権意識を高めます	○市職員への人権意識を高めるための研修の実施 等

(2)個別計画や業務への反映

浦安市が策定する様々な個別計画においても、指針で示した基本理念や考え方を踏まえています（表3）。

表3 個別計画や業務への主な反映状況

計画所管課	内容
企画政策課	新総合計画において、4つの基本目標の一つに「誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ」を掲げ、これを実現するための施策分野の展開内容の一つとして「人権尊重の推進」を位置付けている。本展開内容の策定に際しては、「浦安市人権施策指針」を踏まえ、作業を進めている。
2020東京オリンピック・パラリンピック推進課	東京2020大会に向けた本市の取り組み指針となる基本方針において、相互理解による共生社会の実現、パラリンピックへの積極的な支援を掲げ、車いすバスケットボール英国代表の事前キャンプ受け入れて、小・中学生の車いすバスケットボール体験、歓迎レセプション等の交流事業、英国代表と日本代表の公開練習試合等のイベントを実施し、市民の障がいへの理解促進、国際理解・交流促進のため、共生社会ホストタウンにも登録した。
社会福祉課	地域福祉計画において、権利が擁護される地域づくりを進め、成年後見制度の利用促進を図る。
障がい福祉課 障がい事業課	障がいのある方が地域の中で安心して暮らせる社会の実現を目指すために策定している「障がい者福祉計画」において、障がいのある方の人権尊重に向けた取り組みを検討する際に踏まえた。
介護保険課 高齢者包括支援課	「誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ」という目標を実現するために策定している「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」においては、高齢者の人権を尊重していく考えを踏まえている。
猫実包括支援センター 高齢者包括支援課	高齢者虐待への対応や、成年後見人制度を活用していく場面では、常に高齢者の権利擁護を意識して、業務に当たっている。
健康増進課	「健康うらやす 21（第2次）」の基本理念を「ウエルネス・ライフうらやすの推進」とし、健康を単なる「病気でない状態」ととらえるのではなく、それぞれの人の精神的豊かさ、家族や社会とのつながりなどを含み、自分らしく生きるための環境づくりを図る。また、この計画に包含された自殺対策計画については、「対話」を根拠にした「人とのつながり」が、人権尊重や共生につながるものと捉えている。
都市計画課	「浦安市都市計画マスタープラン」では、多くの人が集まる駅前広場等において、ユニバーサルデザインに基づくバリアフリー化を重点的に推進していくという内容を記載している。
指導課	子どもの人権が尊重される社会の実現に向け、小・中学生などを対象とした人権教育を推進し、児童虐待やいじめ、体罰などの未然防止と早期発見、早期対応に向け、児童相談所との連携を強化するとともに、スクールライフカウンセラーや適応指導教室などによる相談支援体制の充実を図る。
選挙管理委員会	選挙執行時は、選挙執行計画を毎回必ず作成し、法律等に基づき高齢者や障がい者、犯罪被疑者などの人権に配慮するため、不在者・代理・点字投票を行うとともに、必要に応じて各投票所をバリアフリー化し車いすの配備、老眼鏡も設置している。

4 基礎調査結果からみた現状と課題

「市民意識調査」「中学生意識調査」「市職員意識調査」「人権擁護委員、関係団体調査」「庁内調査」の基礎調査を実施し、浦安市における人権問題の現状と課題をまとめました。

(1)一人ひとりが人権を身近に捉えるための教育・啓発が必要です

浦安市では、すべての市民を対象としたヒューマンフェスタうらやすをはじめ、次世代を担う小・中学生を対象に人権教室や人権講演会を実施するなど、人権を知り・学ぶ機会を提供しています。

市民意識調査では、「一人ひとりの人権は、何よりも尊重されなければならない」という考え方について、「肯定層」が「女性」では92.4%、「男性」では88.7%となっています。また、全ての年代において「肯定層」が約9割を占めており、一人ひとりの人権が尊重されることの大切さについては、概ね市民に浸透しています。

一方、「人権問題を知る・学ぶことは、難しいことである」という考え方について、「16～19歳」から「40～49歳」では「肯定層」が5割を超えており、人権問題＝難しいという意識を和らげ、人権をより身近に感じてもらうことが求められています。

中学生意識調査では、過去1年間のSNS利用状況について「利用したことがない」は1割にとどまり、携帯電話やスマートフォンが日常生活に欠かせないものとなっています。インターネット上では、他人への誹謗中傷、個人情報流出によるプライバシー侵害、SNS上でのいじめや出会い系サイトを通じた性的・暴力被害等の人権問題が多発しており、適切な知識を身につけ安心して利用できる環境づくりが重要です。

市民一人ひとりが、人権問題は身近な生活の中で当たり前になり起こりえることと捉えるために、人権教育と人権啓発のさらなる推進が必要です。

(2)多様な個性を発揮できる環境づくりが必要です

浦安市では、多様な性の理解促進に向けた情報提供や、外国人向けの相談窓口の設置、各種資料等の多言語化を行っています。

市民意識調査では、性的指向や性自認について、「悩んだことがある」が7.0%であり、「16～19歳」では14.1%となっています。また、性的少数者への市の対策の必要性について、「肯定層」は62.3%であり、特に性的指向や性自認で「悩んだことがある」層では78.3%と高くなっており、性の多様性への対応が求められています。

外国人に関することの中で問題があると思われることについては、「ヘイトスピーチといわれる特定の人種や民族に対して攻撃的・排斥的な言動をすること」が63.4%で最も高くなっています。また、外国人人口の増加に伴い、言語や宗教、生活習慣等、異なる文化的背景を持つ人同士が互いに尊重し合う多文化共生の考え方をさらに浸透させていくことが求められています。

市民一人ひとりが、自他ともに多様な個性を認め合い、差別や偏見なく地域にとけこみ日常生活をおくるために、多様性に寛容な環境づくりが必要です。

(3)すべての市民の人権を守る体制の充実が必要です

浦安市では、健康、出産・子育て、教育、高齢者、障がいのある人、女性、外国人、人権、法律、生活支援等、市民から寄せられる様々な相談に対応するための窓口を設置しています。また、児童虐待・育児放棄、高齢者や障がいのある人への虐待、DVやストーカー行為等の人権侵害については、関係機関（警察、法務局等）やNPO等の関係団体との連携体制を構築し、緊急時に迅速に対応しています。

市民意識調査では、浦安市での人権尊重に向けた施策・事業について、「人権問題に関する相談のための機関・施設を充実する」が最も高く、相談窓口や相談体制の充実の優先度が高くなっています。また、人権を侵害されたと感じたことがあるかについて、「ある」は35.7%で、前回調査と比較すると3.8ポイント上昇しています。

市民一人ひとりの人権を守るために、人権侵害に遭遇した場合の相談・救済の仕組みの強化を、今後も継続することが必要です。

(4)ハード・ソフト両面でのバリアフリーのさらなる推進が必要です

浦安市では、全国的にみても先進的な取り組みとして「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」「手話言語等の理解及び普及の促進に関する条例」を制定し、障がいのある・ないに関わらず共生するまちを目指し、差別や偏見をなくす施策・事業を推進しています。

市民意識調査では、浦安市が「人にやさしい」まちと感じる程度について、前回調査と比較すると「肯定層」は11ポイント増加し63.2%であり、「人にやさしい」まちという実感が着実に浸透しています。

また、浦安市の印象について、「公共施設や交通機関のバリアフリー化が進んでいて、配慮が行き届いている」や「建物や公園に、障がいのある人のためのトイレ等が設置してあり配慮が行き届いている」では「肯定層」が高く、公共施設や道路、公園等のハード面でのバリアフリー化は着実に市民に浸透しています。一方、「困っている人に対して声をかける人が多い」は「否定層」が「肯定層」を上回っており、こころのバリアフリーの推進が求められています。

さらに、人権擁護委員、関係団体調査では、「高齢者や障がいのある人たちが住まいを確保することが困難であり苦労されている」との指摘がなされています。

市民一人ひとりが安心して暮らすことができるまちになるために、誰もが生活に支障をきたすことがない環境を整備しつつ、日々の生活の中で思いやりを忘れず互いの信頼感で結ばれた絆が根付く地域コミュニティを形成していくことが必要です。

(5)人権尊重に取り組むための組織力・ネットワーク力の強化が必要です

浦安市では、法務局や人権擁護委員協議会とともに、人権作文コンテストや街頭啓発など、市民の人権意識の高揚に向けた取り組みを行っています。

庁内調査では、指針の認知度・内容理解度は全般的に高く、特に事業計画を策定している課において高くなっています。また、各計画策定時の指針の反映状況は「踏まえている」が8割を超えており、指針の考え方が個別計画に概ね反映され、施策・事業に浸透しています。

市職員意識調査では、「一人ひとりの人権は、何よりも尊重されなければならない」という考え方について、「肯定層」が9割を超えており、市職員における人権尊重の重要性は概ね浸透しています。一方、「市の施策や事業に人権尊重の考え方が浸透している」という考え方について、「肯定層」は6割にとどまっており、日々の業務で関わる市の施策や事業においては、人権尊重の考え方をより浸透させることが求められています。

また、「あなた自身は、人権尊重の意識を持って日々の業務を遂行している」という考え方について、「女性」では「肯定層」が90.6%、「男性」では「肯定層」が80.2%であり、特に「男性」職員において人権尊重の意識を醸成することが重要視されます。

人権擁護委員、関係団体調査では、関係機関（警察、法務局等）との協働体制のさらなる強化や行政との役割分担・補完、NPO等の関係団体同士の繋がりの強化等が求められています。

人権尊重の市政をさらに推進するために、今後も、庁内各課との情報共有を図り、浦安市役所全体へ人権尊重の考え方をさらに浸透させていくことが必要です。また、浦安市全体に人権尊重の活動をより浸透させるために、市が行っている子どもや女性、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者等の人権を守る民間団体や人権擁護委員の活動支援をより強化していくことが必要です。

5 指針の改訂に向けて

指針で掲げた基本理念・基本方針・施策の方向性を踏まえ、浦安市で策定する個別計画には人権尊重の考えが概ね反映され、具体的な施策・事業展開も図られています。

また、市民や市職員の意識調査では、人権尊重の重要性については概ね浸透しており、浦安市が取り組んでいる人権尊重の流れは着実に進展していることがうかがえます。

こうした状況を踏まえて、指針で示す基本的な考え方や流れについては、引き続き堅持することが考えられます。一方、インターネットや性的指向や性自認等の新たに顕在化している人権問題への対応、相談体制のさらなる充実、こころのバリアフリー化、浦安市全体で人権尊重の機運を高めるための体制強化等を盛り込むことが必要です。

新たに改訂する指針では、基本理念を堅持しつつ、指針策定後の変化や今後のさらなる変化に対しても、より迅速・柔軟に施策・事業展開が図れるようにするため、基本方針や施策の方向性を再構築していくことが考えられます。

第3章

「浦安市人権施策指針(改訂)」の 基本的な考え方と構成

1. 基本理念と指針の体系
2. 基本方針と施策の方向性
3. 改訂指針の進行管理

1 基本理念と改訂指針の体系

(1)基本理念

誰もが互いに思いやり、支え合いながらより豊かに暮らすことができるまちとなるには、市民一人ひとりの人権が尊重され、それぞれが個性を発揮し、活躍できる、差別や偏見のない環境を育む必要があります。

指針で掲げた基本理念を堅持し、市民一人ひとりが、互いを思いやりながらも、自分らしい暮らしを営み、地域の中で支え合う共生のまちの実現を目指します。

【基本理念】

市民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、
人間としての尊厳をもって暮らすことができる
共生のまちづくり

(2)基本理念の実現に向けて

基本理念の実現に向けて、指針では「共生のまちづくり」を、意識づくり、仕組みづくり、環境づくり、まちづくり、体制づくりという5つの視点に細分化した基本方針を掲げました。

今回改訂する新たな指針においては、指針の考え方を踏まえつつ、今後の社会情勢の変化や市民意識・ニーズの多様化に迅速・柔軟に対応し、包括的かつ的確な施策・事業展開を図ることを重視して、以下の4つの基本方針を掲げます。

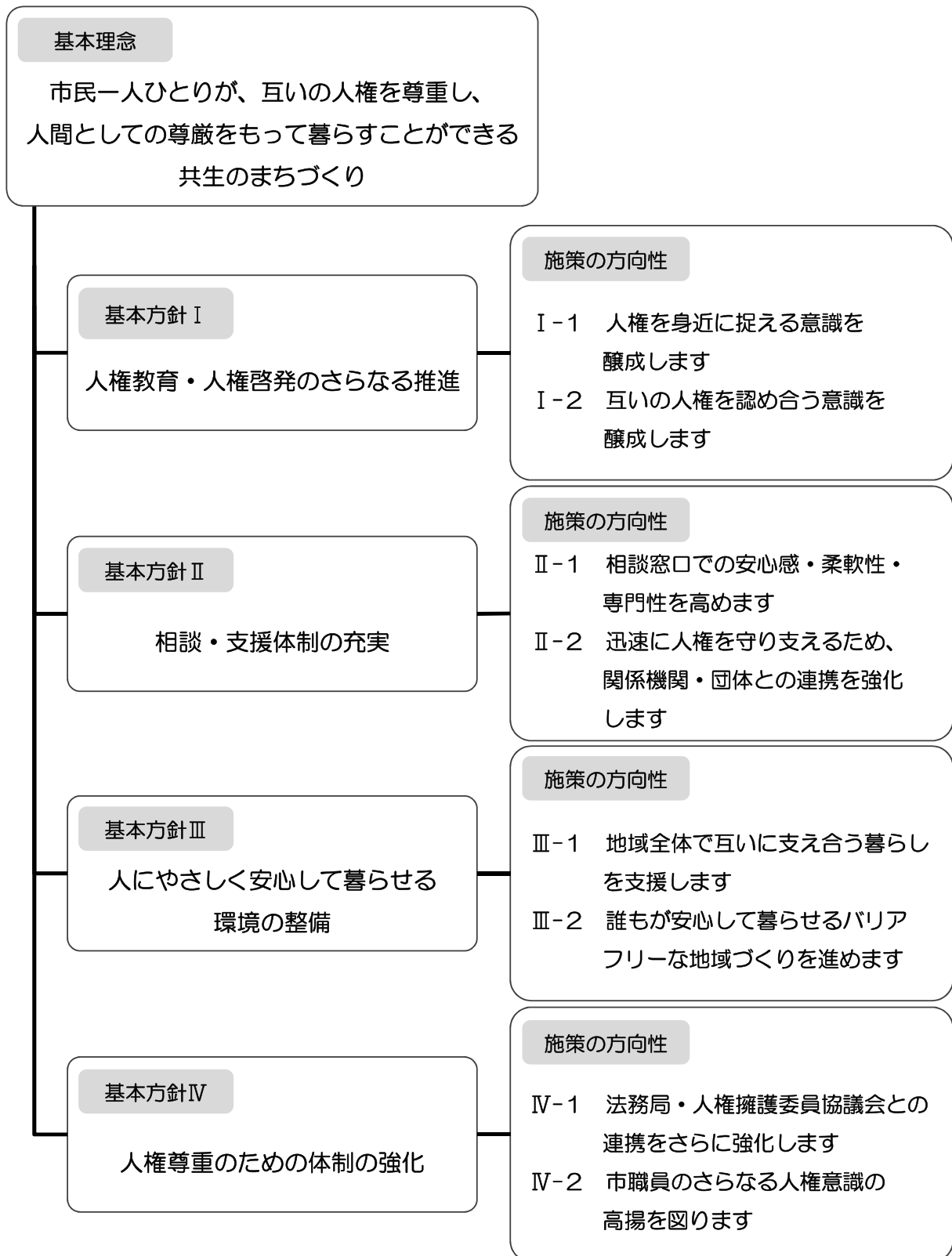
基本方針Ⅰ 人権教育・人権啓発のさらなる推進

基本方針Ⅱ 相談・支援体制の充実

基本方針Ⅲ 人にやさしく安心して暮らせる環境の整備

基本方針Ⅳ 人権尊重のための体制の強化

(3)指針の体系図



2 基本方針と施策の方向性

基本方針Ⅰ 人権教育・人権啓発のさらなる推進

(1) 施策の内容

市民一人ひとりが人権を身近に捉えられるよう、学校、家庭、地域、職場等のあらゆる場を通じて、人権に関する正しい知識を習得し、理解を深められるよう人権教育を推進します。

また、他者の人権に配慮した行動がとれるよう、多岐にわたる人権課題への理解と認識について人権啓発を継続して実施します。

こうした人権教育や人権啓発の実施により、すべての市民が人権問題に対する人権課題の解決を目指す主体的な態度、技能、行動力を持てるように努めます。

(2) 施策の方向性

I-1 人権を身近に捉える意識を醸成します

小学校、中学校等、発達段階に応じて、自分を大切にすることととも、人権への理解が深められるよう、人権に関する様々な知る機会・学ぶ機会を提供します。

また、生涯学習の場等を通じて、幼児から高齢者に至る様々な属性を対象にした学習機会や交流の場を提供します。

I-2 互いの人権を認め合う意識を醸成します

家庭や地域、職場など、日常のさまざまな場において、周りの人を尊重する気持ちを持ちながら行動できるよう、さまざまな人権課題をテーマに情報提供を行います。

また、学習機会を利用し、人権についての知識や人権課題をかかえる人への理解を深められるような効果的な啓発を行います。

人権教育の目的

国民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすること

《国が定める「人権教育・啓発に関する基本計画」より一部抜粋》

人権啓発の目的

国民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他の人々の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすること

《国が定める「人権教育・啓発に関する基本計画」より一部抜粋》

基本方針Ⅱ 相談・支援体制の充実

(1) 施策の内容

浦安市役所に既に設けている相談窓口のほか、関係機関（警察、法務局等）やNPO等の関係団体との支援・救済体制をさらに充実させます。また、定期的な情報共有により、人権侵害を未然に防ぐとともに、人権侵害を受けた場合にも迅速かつ適切な支援を行います。

相談窓口や体制の充実には、相談者が安心して相談できるよう、守秘義務の徹底と個人情報保護を基本に、様々な分野にわたり適切に対応するために柔軟性を高めます。

また、自らの状況を説明することが難しい場合がある、子どもや高齢者、障がいのある人が、自分の言葉で悩みを相談できる環境を整備するとともに、人権侵害を受けた場合に、周囲の人が素早く察知し対処できる体制を構築します。

(2) 施策の方向性

Ⅱ-1 相談窓口での安心感・柔軟性・専門性を高めます

多くの市民に相談窓口の存在を知ってもらうため、相談窓口の周知を図るとともに、相談者が安心して相談できるよう、守秘義務と個人情報保護を徹底し、適切に対応します。

また、複雑化・細分化している相談内容に柔軟に対応するために、庁内各課、NPO等の関係団体との連携を深め、相談者の実情に寄り添う伴走型の相談を行います。加えて、専門的知識を有する相談員の確保を図ることで、迅速かつ適切な救済を行います。

Ⅱ-2 迅速に人権を守り支えるため、関係機関・団体との連携を強化します

人権が侵害される事態を未然に防ぐ体制を整えるとともに、人権課題などを迅速かつ適切に解決するために、国、千葉県、関係機関（警察、法務局等）及びNPO等の関係団体との連携を強化します。

また、NPO等の関係団体同士の意思疎通を図るための会議開催、関係機関（警察、法務局等）との定期的な連絡会開催等によりネットワークを強化します。

基本方針Ⅲ 人にやさしく安心して暮らせる環境の整備

(1) 施策の内容

性別、年齢、職業、働き方、障がいの有無、家族形態、国籍、性的指向や性自認、特定の病気の罹患等、すべての市民が、お互いの多様な価値観・違いを尊重し、相互に支え合う仕組みを構築することで、誰もが人間としての尊厳を持ち自立して暮らすことができる環境を整えます。

ふれあいや絆を深めるための市民活動を、地域における多様な主体との連携により一層推進することで、地域コミュニティの機能を強化します。地域における人と人とのコミュニケーションを促進する中で、市民一人ひとりがこころのバリアを持つことなく、互いに助け合う意識の醸成に努めます。

また、誰もが、肉体的・精神的に負担なく移動できるように、街や建物等でのバリアを解消する地域づくりを努めます。

こうした取り組みをより一層推進することで、誰にとっても住みやすく、人にやさしいまちづくりを図ります。

(2) 施策の方向性

Ⅲ-1 地域全体で互いに支え合う暮らしを支援します

すべての市民が、自らの意志で個性や能力を十分に生かした日常生活をおくるために、互いの権利を認め合い、互いに支え合う仕組みを構築することで、誰もが自分らしく尊厳のある暮らしを営むことができる環境を整えます。

Ⅲ-2 誰もが安心して暮らせるバリアフリーな地域づくりを進めます

市民一人ひとりがこころのバリアを持つことなく、つながりを深め合うコミュニティづくりを進めるために、地縁団体やNPO等の活動を支援します。

また、今後も、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた各種公共施設や交通網・道路整備におけるバリアフリー化を進めることで、障がいのある人や介助・介護を必要とする高齢者等が浦安市において自分らしく安心して生活するための環境を整えます。

基本方針Ⅳ 人権尊重のための体制の強化

(1) 施策の内容

浦安市全体の人権尊重意識を高めるため、関係機関（警察、法務局等）やNPO等の関係団体との連携・協働体制を充実させ、人権啓発活動を推進します。

また、市民の人権意識の高揚を図るためには、市職員がより一層、人権意識を高め、自覚を持って職務を遂行していくことが重要です。

市職員が、日頃から人権について意識し考えるとともに、人権課題を理解したうえで日々の業務を遂行できるよう、階層別・テーマ別等の意識啓発を継続的に行います。

(2) 施策の方向性

Ⅳ-1 法務局・人権擁護委員協議会との連携をさらに強化します

法務局や人権擁護委員協議会が実施する「街頭啓発」や、市と共同で行っている市内小中学校を対象にした様々な人権啓発活動など、各機関の役割分担のもと、特色を活かした効果的な人権教育・啓発に努めます。

Ⅳ-2 市職員のさらなる人権意識の高揚を図ります

すべての市職員が「人権尊重の意識を持って日々の業務を遂行している」という意識を持てるよう、人権に関する研修を階層別やテーマ別等で実施するほか、障がいのある人や性的少数者等の関係団体と連携して参加体験型学習等を取り入れる工夫をします。

3 改訂指針の進行管理

改訂指針に示した基本理念・基本方針・施策の方向性を踏まえ、市民・市職員において意識調査等を行い、人権尊重の意識が浸透しているのかを定期的に把握していくことで、実効性を高めていくことが必要です。

改訂にあたり実施した市職員意識調査等と同様の調査を、今後も定期的に実施することで、改訂指針の浸透状況の把握とPDCAサイクルに沿った進行管理を行い、共生のまちづくりの実現に向けて必要に応じて改善を図ります。

資 料 編

1. 人権に関する世界、日本、浦安市の動向
2. 基礎調査の実施概要と主な調査結果
3. 人権に関する法律、条約
4. 「浦安市人権施策指針(改訂)策定検討委員会」
概要
5. 用語解説

1. 人権に関する世界、日本、浦安市の動向

年		世界の動向	日本の動向	浦安市の動向
1947年	昭和22年		●日本国憲法施行 ●労働基準法施行	
1948年	昭和23年	●世界人権宣言採択	●民法改正 ●児童福祉法施行	
1949年	昭和24年	●人身売買禁止条約採択	●人権擁護委員法施行	
1950年	昭和25年		●身体障害者福祉法施行 ●生活保護法施行 ●精神保健福祉法施行	
1951年	昭和26年	●難民条約採択	●社会福祉法施行	
1953年	昭和28年	●婦人参政権条約採択		
1957年	昭和32年		●売春防止法施行	
1959年	昭和34年	●児童の権利に関する宣言採択		
1960年	昭和35年		●知的障害者福祉法施行 ●障害者雇用促進法施行	
1963年	昭和38年		●老人福祉法施行	
1964年	昭和39年		●母子及び寡婦福祉法施行	
1965年	昭和40年	●人種差別撤廃条約採択		
1966年	昭和41年	●社会権規約採択 ●自由権規約採択		
1967年	昭和42年	●難民の地位に関する議定書採択		
1969年	昭和44年		●同和对策事業特別措置法施行（2002年終結）	
1970年	昭和45年		●障害者基本法施行	
1971年	昭和46年		●高年齢者雇用安定法施行	
1972年	昭和47年		●勤労婦人福祉法施行 （1986年～男女雇用機会均等法）	
1973年	昭和48年	●アパルトヘイト犯罪条約採択（日本未加入） ●第1次人種差別と闘う10年（～1983年）		
1975年	昭和50年	●障害者の権利に関する宣言採択		
1976年	昭和51年	●国連婦人の10年（～1985年）		
1979年	昭和54年	●女子差別撤廃条約採択		
1980年	昭和55年	●ハーグ条約採択		

年		世界の動向	日本の動向	浦安市の動向
1981年	昭和56年	●国連障害者の10年の決議採択		●市制施行
1983年	昭和58年	●国連障害者の10年(～1992年)		
1984年	昭和59年	●拷問等禁止条約採択		
1985年	昭和60年			●非核平和都市宣言
1986年	昭和61年	●発展の権利に関する宣言採択	●男女雇用機会均等法施行	
1989年	平成元年	●子どもの権利条約採択 ●市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書(死刑廃止)採択		
1990年	平成2年	●全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約採択		
1991年	平成3年		●日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行	
1993年	平成5年	●国連人権高等弁務官設置 ●世界の先住民の国際年宣言		
1994年	平成6年	●人権教育のための国連10年宣言		●浦安市老人健康福祉計画策定
1995年	平成7年	●第4回世界女性会議で北京宣言及び行動綱領採択	●高齢社会対策基本法施行	
1996年	平成8年		●男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年	平成9年	●貧困撲滅のための国連10年(～2006年)	●人権擁護施策推進法施行(2002年失効) ●アイヌ文化振興法施行 ●人権教育のための国連10年に関する国内行動計画取りまとめ	
1998年	平成10年		●被災者生活再建支援法施行	●浦安市障害者福祉計画策定
1999年	平成11年	●女子差別撤廃条約の選択議定書採択	●男女共同参画社会基本法施行 ●児童買春禁止法施行	

年		世界の動向	日本の動向	浦安市の動向
2000年	平成12年	<ul style="list-style-type: none"> ●武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書採択 ●児童売買、児童買春及児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険法施行 ●児童虐待防止法 ●ストーカー規制法施行 ●人権教育・啓発推進法施行 	
2001年	平成13年		<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の居住の安定確保に関する法律施行 ●DV防止法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●浦安市総合計画策定 ●男女共同参画班を人権・男女共同参画班に改称
2002年	平成14年	<ul style="list-style-type: none"> ●児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書発効 ●武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書発効 	<ul style="list-style-type: none"> ●人権教育・啓発に関する基本計画閣議決定 ●プロバイダ責任制限法施行 ●ホームレス自立支援法施行 ●身体障害者補助犬法施行 ●障害者基本計画閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●うらやす男女共同参画プラン策定 ●ヒューマンフェスタうらやす開催 ●人権手帳編集会議開催以後、毎年開催
2003年	平成15年	<ul style="list-style-type: none"> ●国連識字の10年（～2012年） 	<ul style="list-style-type: none"> ●個人情報保護法施行 ●拉致被害者支援法施行 ●出会い系サイト規制法施行 	
2004年	平成16年	<ul style="list-style-type: none"> ●人権教育のための世界計画採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●性同一性障害特例法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●浦安市男女共同参画推進懇話会を浦安市男女共同参画推進会議に改称 ●健康うらやす21策定 ●浦安市交通バリアフリー基本構想策定
2005年	平成17年	<ul style="list-style-type: none"> ●国連持続可能な開発のための教育の10年（～2014年） ●人権教育のための世界計画（第1段階：2005～2009） 	<ul style="list-style-type: none"> ●犯罪被害者等基本法施行 ●発達障害者支援法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●うららかやすらかプラン（浦安市地域福祉計画）策定 ●市民参加推進計画策定 ●浦安市子育て支援総合計画策定 ●ヒューマンフェスタうらやす開催（毎年開催）

年		世界の動向	日本の動向	浦安市の動向
2006年	平成18年	<ul style="list-style-type: none"> ●国連人権理事会創設を採択 ●障害者権利条約採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者自立支援法施行 ●高齢者虐待防止法施行 ●北朝鮮人権侵害対処法施行 ●自殺対策基本法施行 ●バリアフリー法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●人権尊重のまちづくりに向けた市民意識調査実施
2007年	平成19年			<ul style="list-style-type: none"> ●改定うらやす男女共同参画プラン策定 ●浦安市人権施策推進庁内会議設置 ●浦安市人権施策指針策定検討委員会設置 ●浦安市人権擁護委員連絡会発足 ●人及び人の状況を表す『障害』を『障がい』に改めるための関係条例の整理に関する条例公布
2008年	平成20年			<ul style="list-style-type: none"> ●浦安市人権施策指針理念案策定 ●人権手帳編集会議を人権・公民ノート編集会議に変更
2009年	平成21年		<ul style="list-style-type: none"> ●ハンセン病問題基本法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●人権・男女共同参画班から人権・男女共同参画係に改称
2010年	平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ●第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）開催 ●人権教育のための世界計画（第2段階：2010～2014） 	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・若者育成支援推進法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●浦安市男女共同参画推進会議が「女性プラザの整備・機能拡充と男女共同参画施策推進についての提言」提出 ●男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査・職員意識調査実施
2011年	平成23年	<ul style="list-style-type: none"> ●国連のジェンダー関連4機関が「UNWomen」（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）に統合 		<ul style="list-style-type: none"> ●第2次うらやす男女共同参画プラン策定

年		世界の動向	日本の動向	浦安市の動向
2012年	平成24年		<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・被災者支援法施行 ●障害者虐待防止法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●浦安市の子どもをみんなで守る条例制定
2013年	平成25年		<ul style="list-style-type: none"> ●障害者総合支援法施行 ●いじめ防止対策推進法施行 	
2014年	平成26年		<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの貧困対策法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●女性プラザから「男女共同参画センター」に名称変更。愛称をルピナスに決定 ●健康うらやす21（第2次）策定
2015年	平成27年	<ul style="list-style-type: none"> ●持続可能な開発のための2030アジェンダ採択（SDGs：17目標・169ターゲット） ●人権教育のための世界計画（第3段階：2015～2019） 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者自立支援法施行 ●子ども・子育て支援法施行 ●女性活躍推進法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●浦安市子ども・子育て支援総合計画策定 ●第2次地域福祉計画策定 ●障がい者福祉計画策定 ●男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査・職員意識調査実施
2016年	平成28年		<ul style="list-style-type: none"> ●障害者差別解消法施行 ●部落差別解消法施行 ●ヘイトスピーチ解消法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●浦安市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例制定 ●男女共同参画社会づくりに関する事業所調査実施 ●企画政策課から男女共同参画センターが独立
2017年	平成29年			<ul style="list-style-type: none"> ●改訂第2次うらやす男女共同参画プラン策定
2018年	平成30年			<ul style="list-style-type: none"> ●浦安市手話言語等の理解及び普及の促進に関する条例制定 ●障がい者福祉計画（平成30年度～平成32年度）策定 ●浦安市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定

2. 基礎調査の実施概要と主な調査結果

(1) 実施概要

① 市民意識調査

対象者・対象数	市内在住の16歳以上の男女3,000名
抽出方法	住民基本台帳から層化無作為に抽出
調査方法	調査票の郵送による配布・回収、自記入方式
調査実施期間	令和元年7月～8月
回収状況	有効回収数1,316票、有効回収率43.9% * 前回調査の有効回収数は1,209票、有効回収率は40.3%。

② 中学生意識調査

対象者・対象数	見明川中学校、入船中学校、堀江中学校で開催した人権講演会に参加した中学1年生・2年生・3年生1,021名
調査方法	人権講演会の終了後に調査票を配布、自記入後、回収
調査実施期間	令和元年7月

③ 市職員意識調査

対象者・対象数	全職員2,451名
調査方法	庁内システムを活用した自記入方式
調査実施期間	令和元年8～9月
回収状況	有効回収数1,414票、有効回収率57.7%

④ 人権擁護委員、関係団体調査

対象者・対象数	高齢者、障がいのある人、女性、子ども、外国人、性的少数者の支援活動を行う関係団体（相談員を含む）
調査方法	郵送及び一部手渡しでアンケート調査票を配布し、郵送にて回収
調査実施期間	令和元年7～9月
回収状況	人権擁護委員7名、16団体（相談員を含む）から回収済み

⑤ 庁内調査

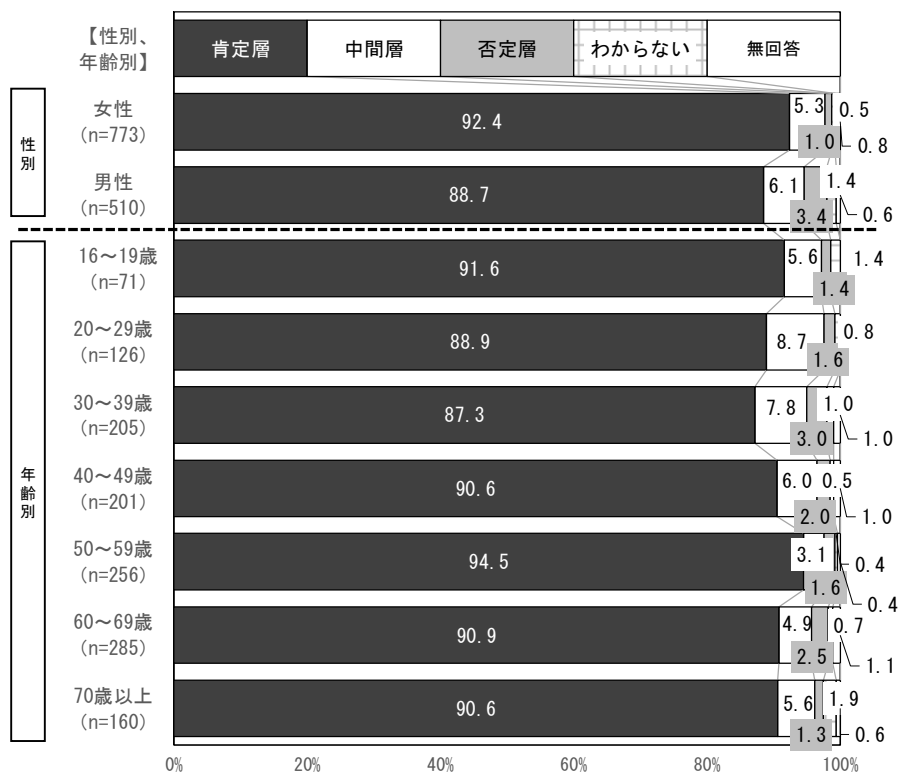
対象者・対象数	市役所内89課
調査方法	メールによるアンケート調査票の配布・回収
調査実施期間	令和元年8～9月
回収状況	有効回収数89票、有効回収率100.0%

⑥ 社会経済動向調査

国・県・市の統計データ、国の関連法規、国際的な潮流等を収集・整理

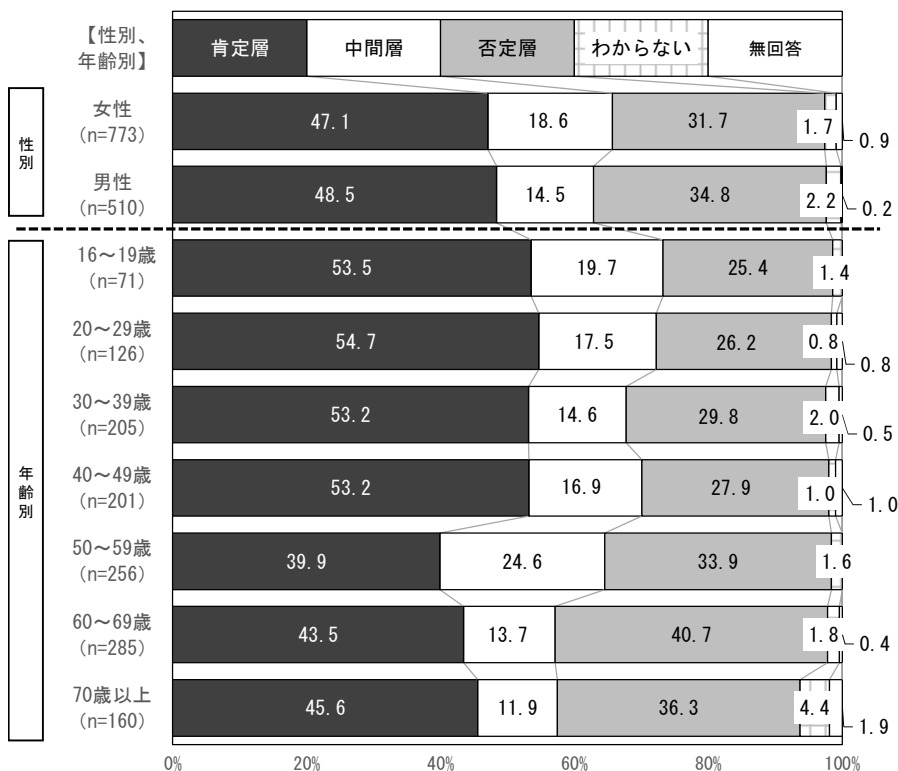
(2) 主な調査結果

① 【市民】一人ひとりの人権は、何よりも尊重されなければならない



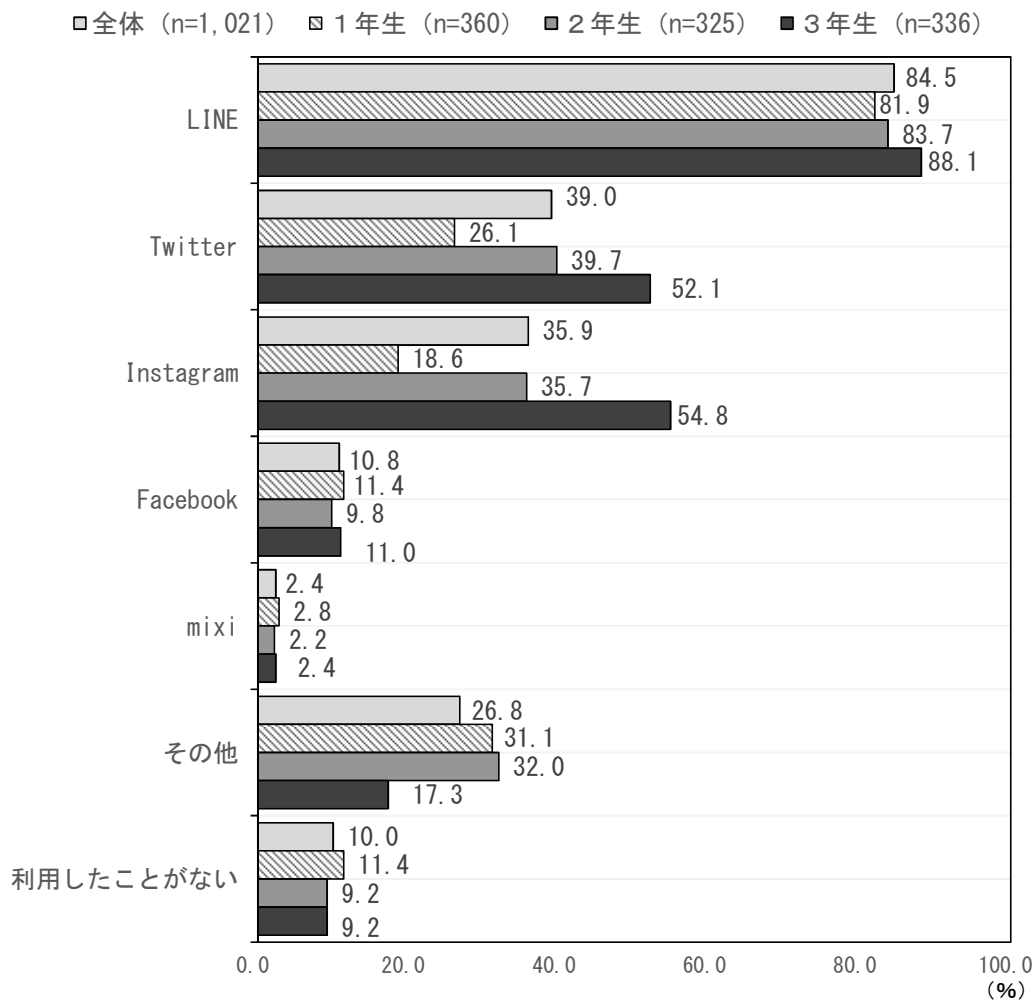
(出典：市民意識調査)

② 【市民】人権問題を知る・学ぶことは、難しいことである



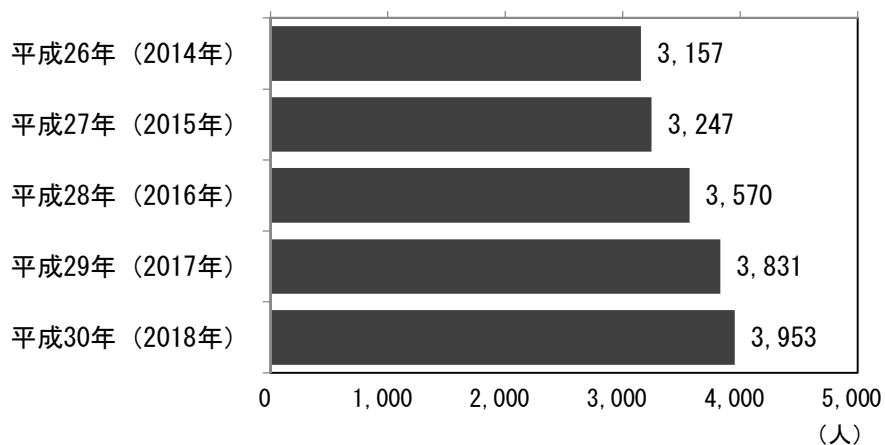
(出典：市民意識調査)

③【中学生】過去1年間のSNS利用状況



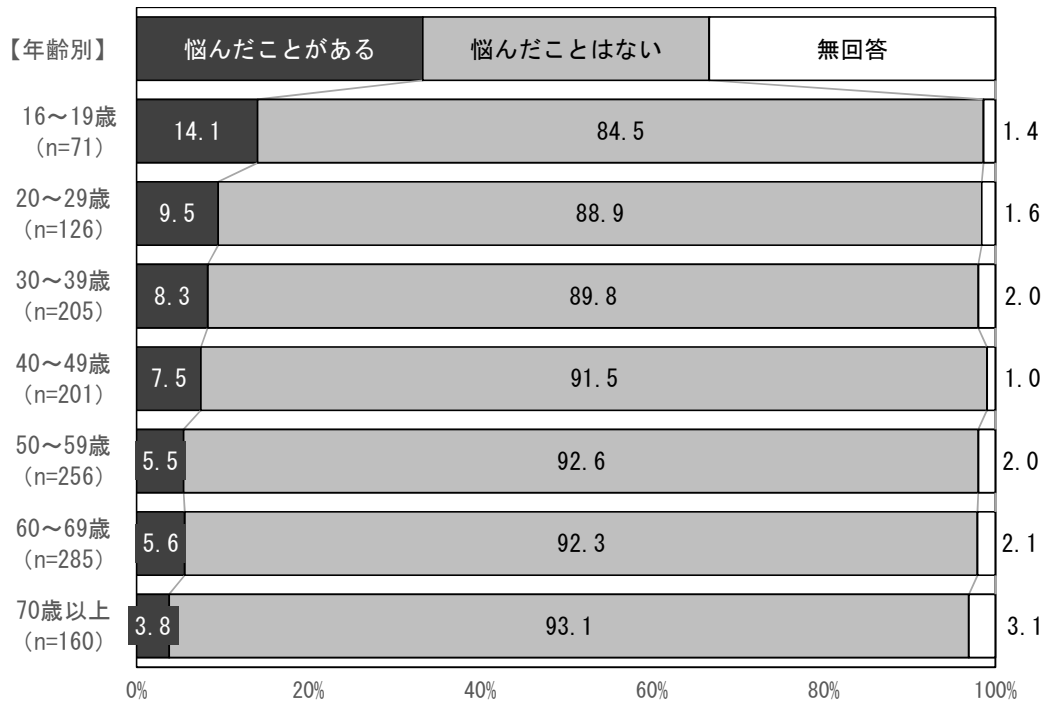
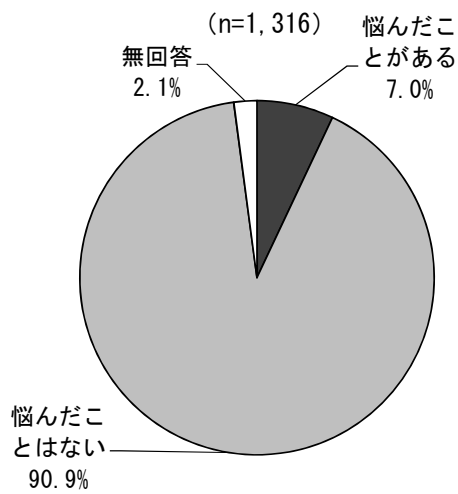
(出典：中学生意識調査)

④浦安市の外国人人口



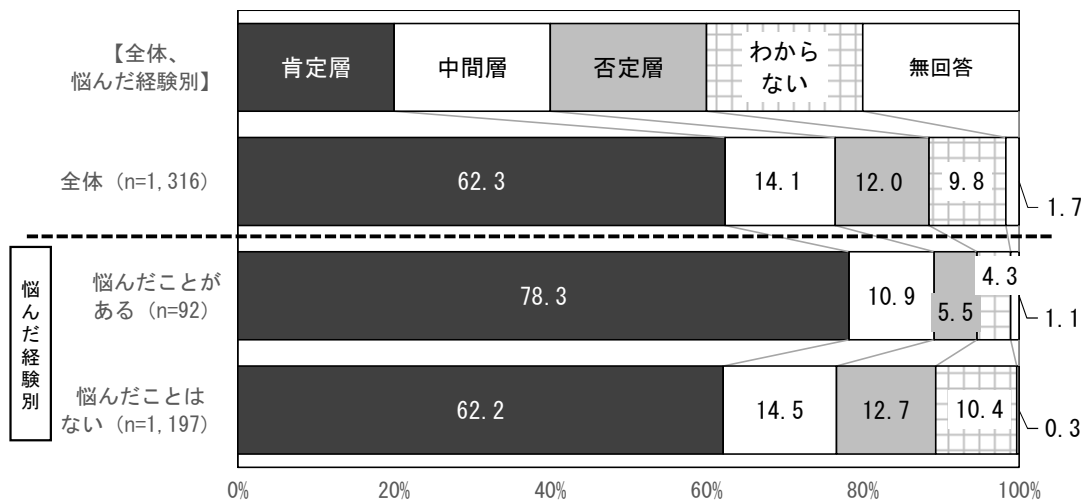
(出典：浦安市統計書)

⑤ 【市民】 性的指向や性自認で悩んだことがある経験の有無



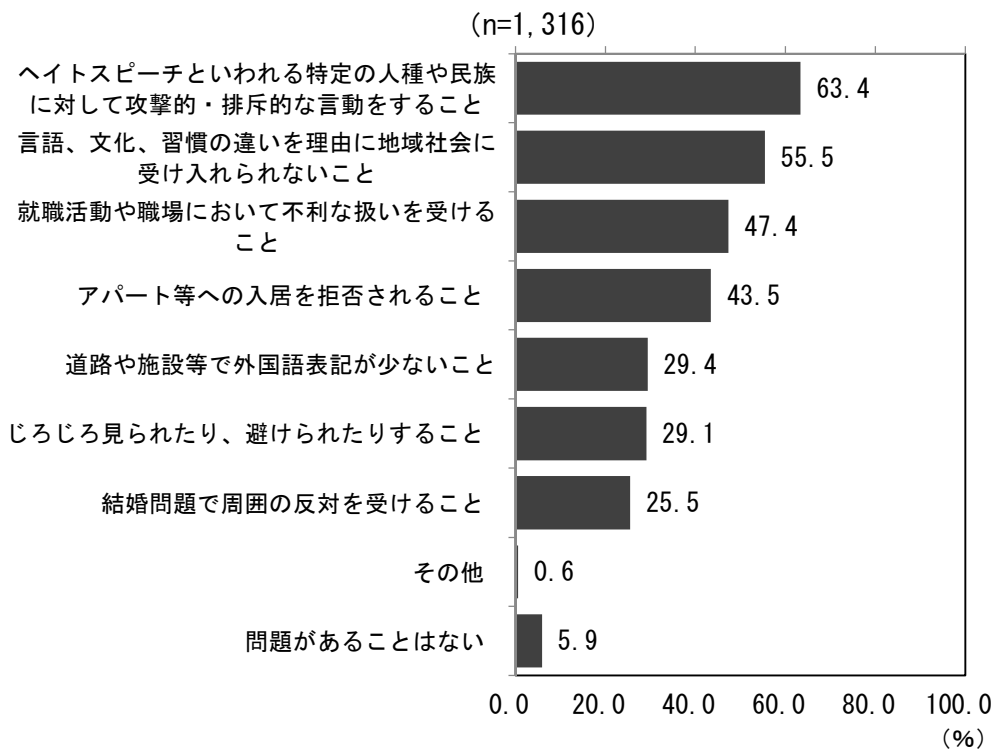
(出典：市民意識調査)

⑥ 【市民】 性的少数者への市の対策の必要性



(出典：市民意識調査)

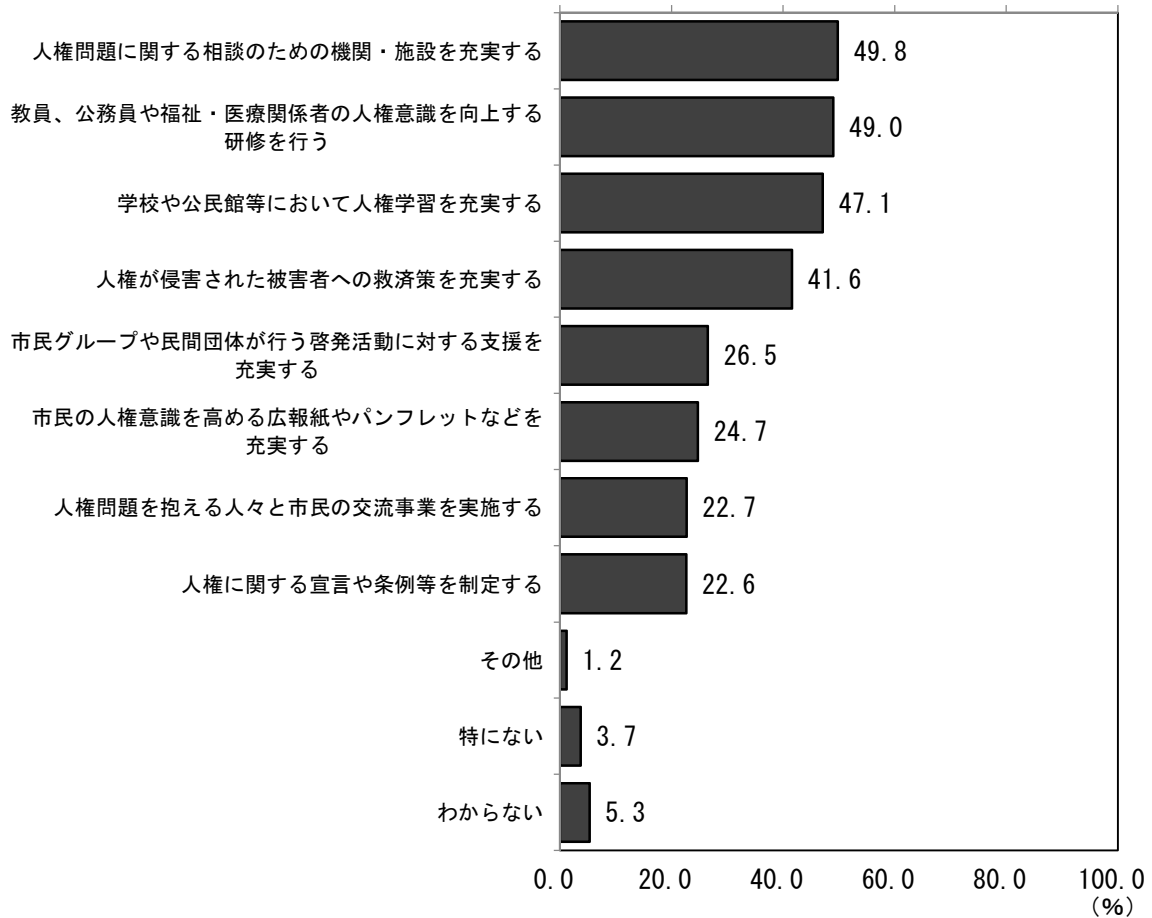
⑦ 【市民】 外国人に関することの中で、人権尊重という観点から見た場合、問題があると思われること



(出典：市民意識調査)

⑧【市民】浦安市において今後必要な人権尊重に向けた施策・事業

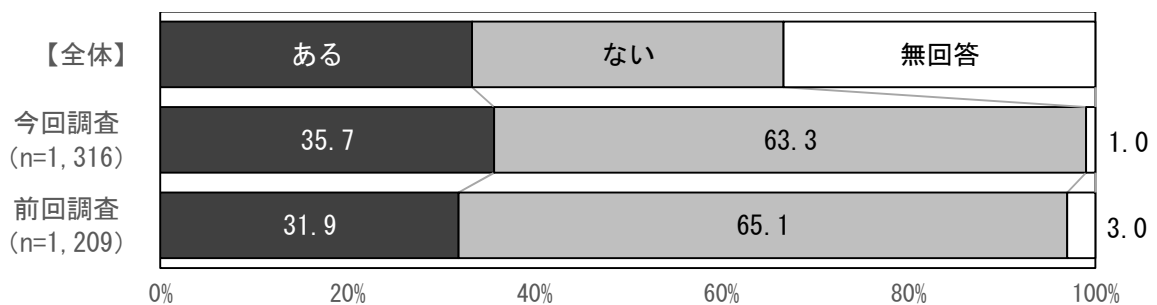
(n=1,316)



(出典：市民意識調査)

⑨【市民】人権侵害と感じた経験の有無

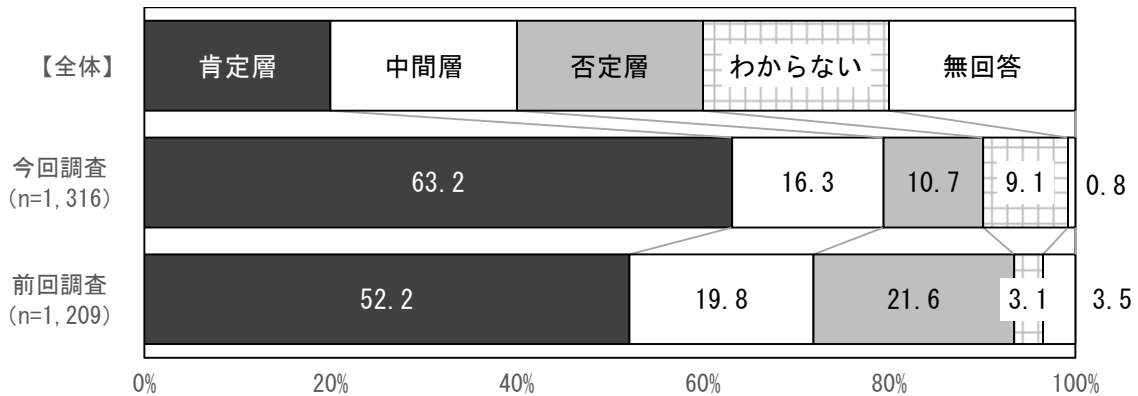
【前回調査との比較】



(出典：市民意識調査)

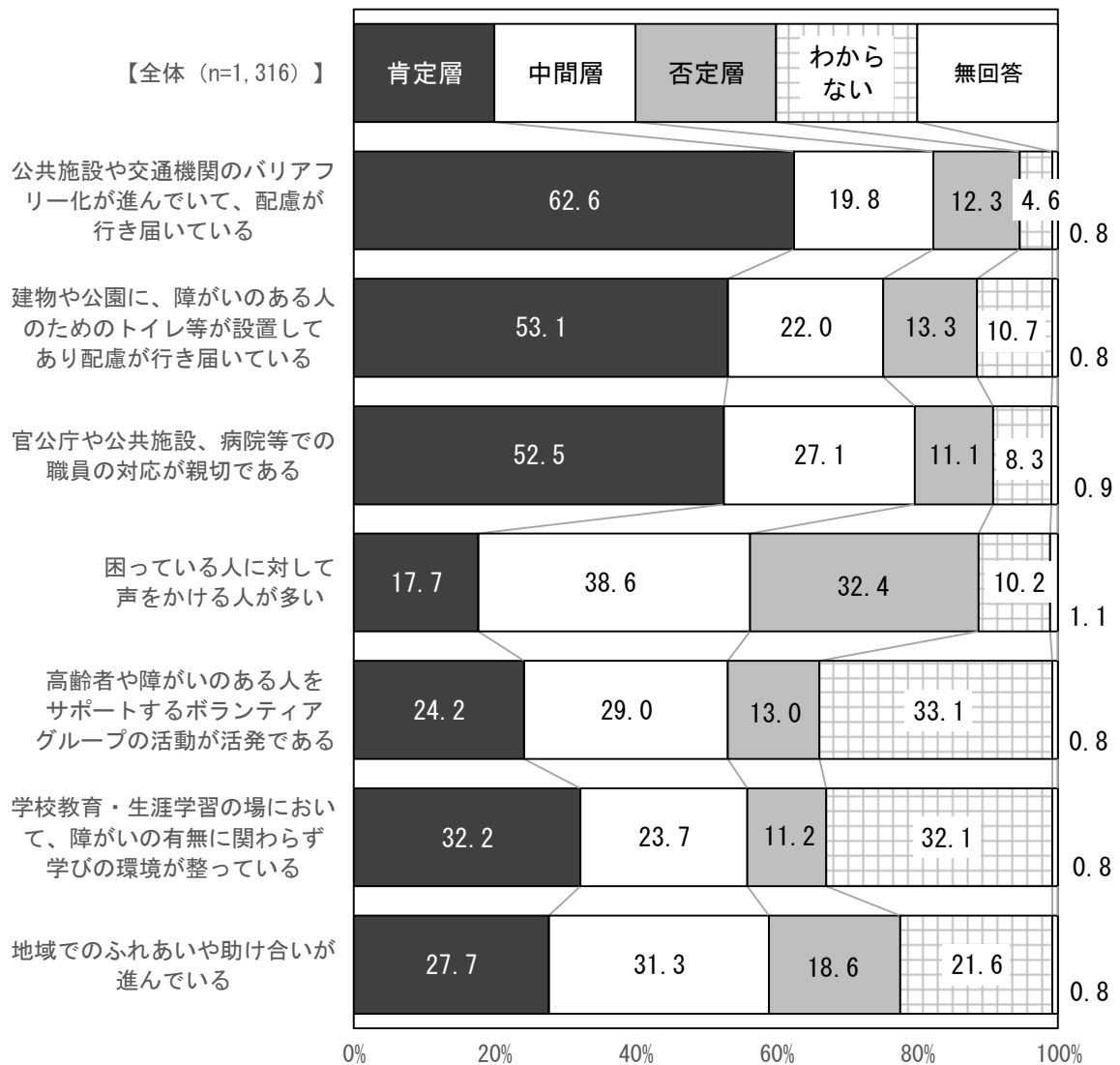
⑩【市民】浦安市が「人にやさしい」まちと感じる程度

【前回調査との比較】



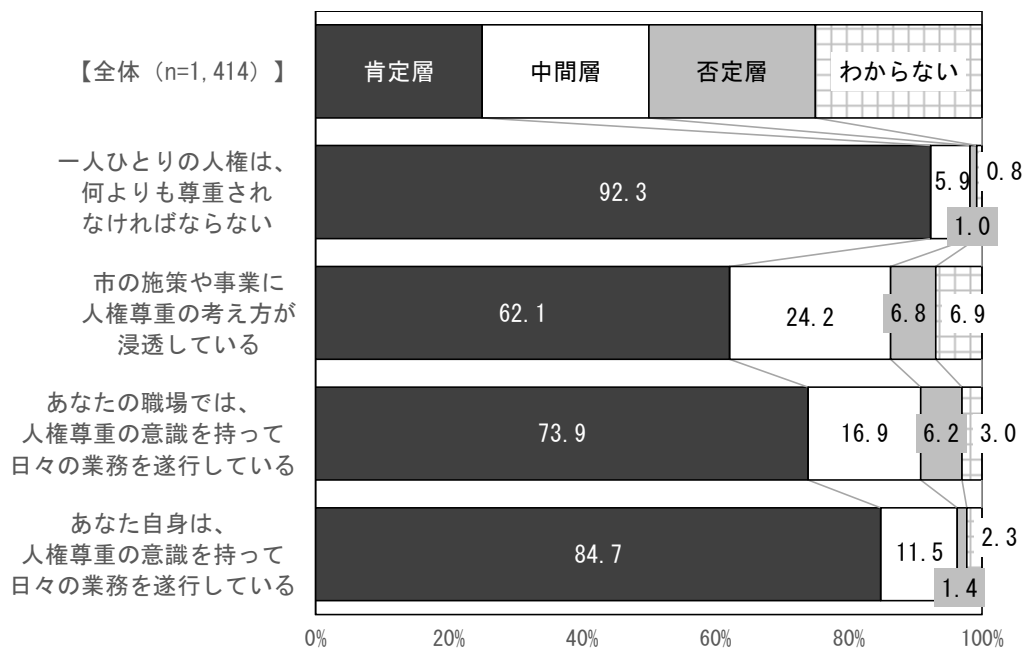
(出典：市民意識調査)

⑪【市民】浦安市の印象



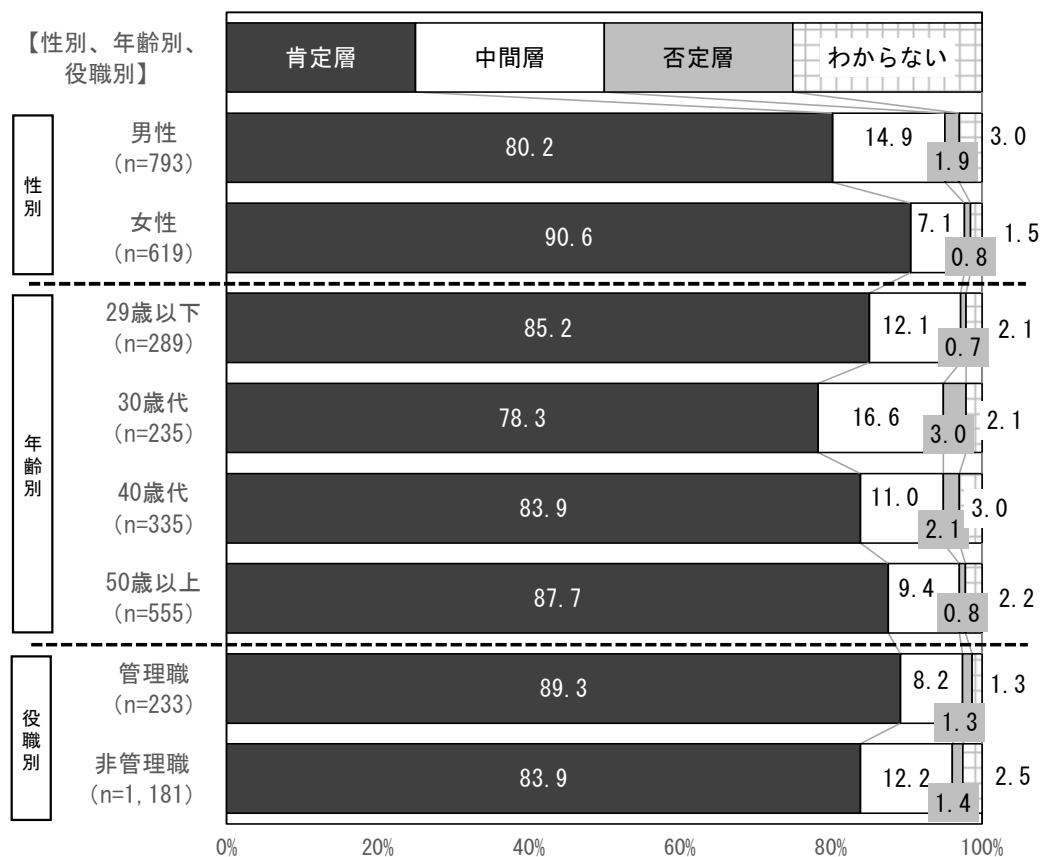
(出典：市民意識調査)

⑫ 【市職員】 人権に対する考え方の程度



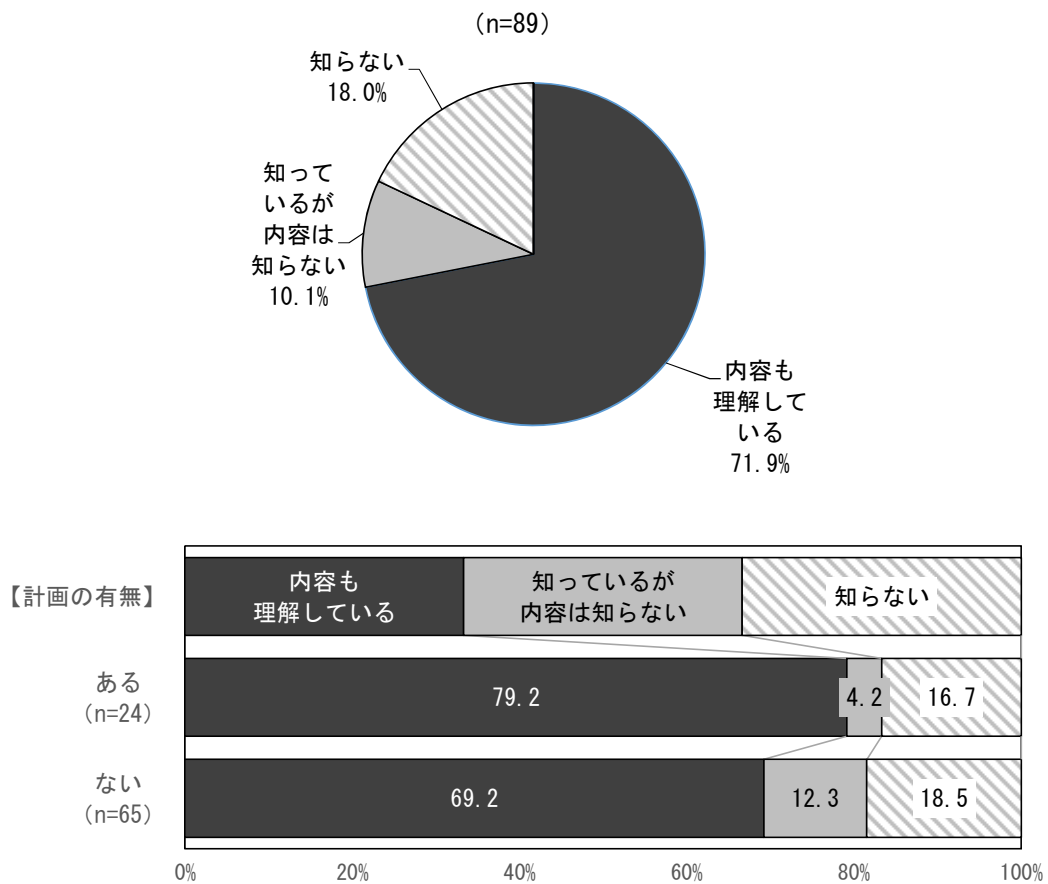
(出典：市職員意識調査)

⑬ 【市職員】 あなた自身は、人権尊重の意識を持って日々の業務を遂行している



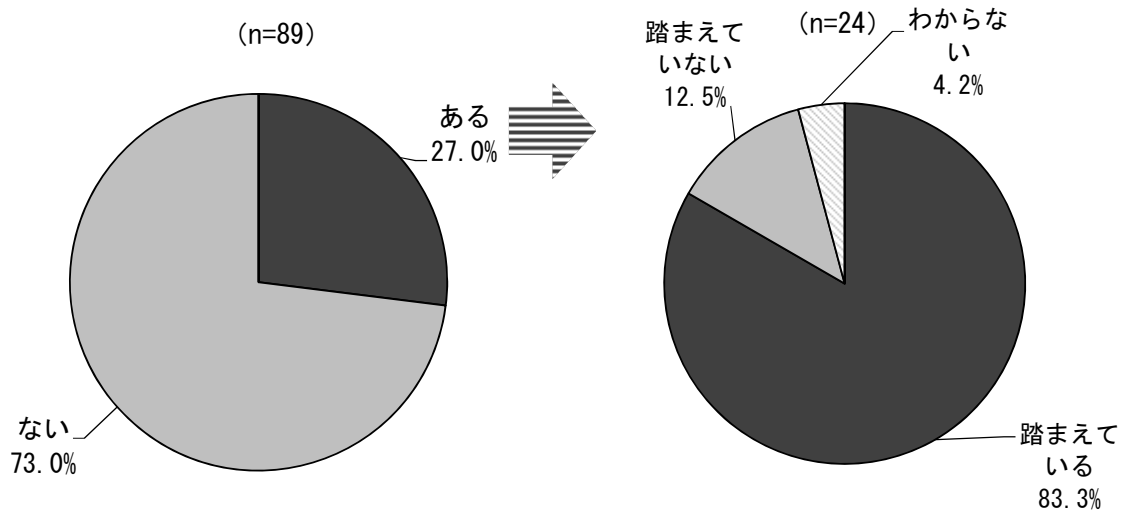
(出典：市職員意識調査)

⑭【庁内】「浦安市人権施策指針」（指針）の認知度、内容理解度



(出典：庁内調査)

⑮【庁内】「策定・所管する計画の有無、計画策定時の指針の反映状況



(出典：庁内調査)

3. 人権に関する法律、条約

(1) 人権に関する法律

分野	法律名	制定年		施行年	
人権全般	人権擁護委員法	1949年	昭和24年	1949年	昭和24年
	社会福祉法	1951年	昭和26年	1951年	昭和26年
	人権教育・啓発推進法 (人権教育及び人権啓発の推進に関する法律)	2000年	平成12年	2000年	平成12年
女性、男性	売春防止法	1956年	昭和31年	1957年	昭和32年
	男女雇用機会均等法 (雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)	1985年	昭和60年	1986年	昭和61年
	男女共同参画社会基本法	1999年	平成11年	1999年	平成11年
	ストーカー規制法 (ストーカー行為等の規制等に関する法律)	2000年	平成12年	2000年	平成12年
	DV防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)	2001年	平成13年	2001年	平成13年
	女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)	2015年	平成27年	2015年	平成27年
子ども	児童福祉法	1947年	昭和22年	1948年	昭和23年
	母子及び寡婦福祉法 (母子及び父子並びに寡婦福祉法)	1964年	昭和39年	1964年	昭和39年
	児童買春禁止法 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律)	1999年	平成11年	1999年	平成11年
	児童虐待防止法 (児童虐待防止等に関する法律)	2000年	平成12年	2000年	平成12年
	子ども・若者育成支援推進法	2009年	平成21年	2010年	平成22年
	子ども・子育て支援法	2012年	平成24年	2015年	平成27年
	子どもの貧困対策法 (子どもの貧困対策の推進に関する法律)	2013年	平成25年	2014年	平成26年
	いじめ防止対策推進法	2013年	平成25年	2013年	平成25年
高齢者	老人福祉法	1963年	昭和38年	1963年	昭和38年
	高齢者雇用安定法 (高齢者等の雇用の安定等に関する法律)	1971年	昭和46年	1971年	昭和46年
	高齢社会対策基本法	1995年	平成7年	1995年	平成7年
	介護保険法	1997年	平成9年	2000年	平成12年
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	2001年	平成13年	2001年	平成13年
	高齢者虐待防止法 (高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)	2005年	平成17年	2006年	平成18年
	バリアフリー法 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)	2006年	平成18年	2006年	平成18年
障がいのある人	身体障害者福祉法	1949年	昭和24年	1950年	昭和25年
	精神保健福祉法 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	1950年	昭和25年	1950年	昭和25年
	知的障害者福祉法	1960年	昭和35年	1960年	昭和35年
	障害者雇用促進法 (障害者の雇用の促進等に関する法律)	1960年	昭和35年	1960年	昭和35年
	障害者基本法	1970年	昭和45年	1970年	昭和45年
	身体障害者補助犬法	2002年	平成14年	2002年	平成14年
	発達障害者支援法	2004年	平成16年	2005年	平成17年
	バリアフリー法 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)	2006年	平成18年	2006年	平成18年

分野	法律名	制定年		施行年	
障がいのある人	障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）	2011年	平成23年	2012年	平成24年
	障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（旧障害者自立支援法））	2012年	平成24年	2013年	平成25年
	障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）	2013年	平成25年	2016年	平成28年
同和問題	部落差別解消法（部落差別の解消の推進に関する法律）	2016年	平成28年	2016年	平成28年
アイヌの人々	アイヌ文化振興法（アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律）	1997年	平成9年	1997年	平成9年
外国人	ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）	2016年	平成28年	2016年	平成28年
患者等	エイズ予防法（後天性免疫不全症候群の予防に関する法律）	1989年	平成元年	1989年	平成元年
	患者等感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	1998年	平成10年	1999年	平成11年
	ハンセン病問題基本法（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律）	2008年	平成20年	2009年	平成21年
犯罪被害者	犯罪被害者等基本法	2004年	平成16年	2005年	平成17年
インターネット	プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）	2001年	平成13年	2002年	平成14年
	出会い系サイト規制法（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律）	2003年	平成15年	2003年	平成15年
	リベンジポルノ被害防止法（インターネット私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律）	2014年	平成26年	2014年	平成26年
拉致被害者	拉致被害者支援法（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律）	2002年	平成14年	2003年	平成15年
	北朝鮮人権侵害対処法（拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律）	2006年	平成18年	2006年	平成18年
ホームレス	生活保護法	1950年	昭和25年	1950年	昭和25年
	ホームレス自立支援法（ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法）	2002年	平成14年	2002年	平成14年
	生活困窮者自立支援法	2013年	平成25年	2015年	平成27年
性的少数者	性同一性障害特例法（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律）	2003年	平成15年	2004年	平成16年
人身取引	人身保護法	1948年	昭和23年	1948年	昭和23年
災害被害者	被災者生活再建支援法	1998年	平成10年	1998年	平成10年
	子ども・被災者支援法（東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律）	2012年	平成24年	2012年	平成24年
自殺対応	自殺対策基本法	2006年	平成18年	2006年	平成18年

(2) 人権に関する条約

条約名	採択年		発効年		日本の締結年	
	西暦	昭和	西暦	昭和	西暦	昭和
人身売買禁止条約（人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約）	1949年	昭和24年	1951年	昭和26年	1958年	昭和33年
難民条約（難民の地位に関する条約）	1951年	昭和26年	1954年	昭和29年	1981年	昭和56年
婦人参政権条約（婦人の参政権に関する条約）	1953年	昭和28年	1954年	昭和29年	1955年	昭和30年
人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）	1965年	昭和40年	1969年	昭和44年	1995年	平成7年
国際人権規約（社会権規約：経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）	1966年	昭和41年	1976年	昭和51年	1979年	昭和54年
国際人権規約（自由権規約：市民的及び政治的権利に関する国際規約）	1966年	昭和41年	1976年	昭和51年	1979年	昭和54年
女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）	1979年	昭和54年	1981年	昭和56年	1985年	昭和60年
ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）	1980年	昭和55年	1983年	昭和58年	2013年	平成25年
拷問等禁止条約（拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約）	1984年	昭和59年	1987年	昭和62年	1999年	平成11年
子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）	1989年	平成元年	1990年	平成2年	1994年	平成6年
強制失踪条約（強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約）	2006年	平成18年	2010年	平成22年	2009年	平成21年
障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）	2006年	平成18年	2008年	平成20年	2014年	平成26年

4. 「浦安市人権施策指針（改訂）策定検討委員会」概要

（1）検討委員会委員

企画部部長、総務部次長、企画部次長、財務部次長、市民経済部次長、福祉部次長、健康子ども部次長、環境部次長、都市政策部次長、都市整備部次長、消防本部次長、教育総務部次長、生涯学習部次長

（2）開催経過

回数	開催日	内容
第1回	令和元年 10月29日（火） 午前10時～	（1）改訂指針策定に向けた基礎調査の結果報告及び改訂指針への反映ポイントについて （2）浦安市人権施策指針（改訂）の素案について
第2回	令和元年 12月4日（水） 午前9時～	（1）浦安市人権施策指針（改訂）案について （2）パブリックコメントの実施について
第3回	令和2年 2月20日（木） 午前11時～	（1）パブリックコメントへの対応について （2）浦安市人権施策指針（改訂）について

5. 用語解説

SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略であり、インターネットを通じた情報交換や共有により人間関係を構築できるスマホやパソコンでのサービスの総称。Twitter、Facebook、Line、Instagram等。

.....

憲法における基本的人権

1947年に施行された日本国憲法では、「基本的人権の尊重」が柱の1つとなっており、侵すことのできない永久の権利であると規定している。「人間らしく生きる権利」として生存権、教育を受ける権利、労働者の権利、「自由に生きる権利」として身体的自由、精神の自由、経済活動の自由を保障している。「平等の権利」として法の下での平等を原則とする人種、信条、性別、出身、経歴などによる差別を禁止している。また、これらの権利を守るために、参政権や公正な裁判を受ける権利も保障している。

.....

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）

IT化の進展に伴い、個人情報の適切な取り扱いと保護のため、2005年4月に「個人情報保護法」が施行された。この法律にいう「個人情報」とは、生存する個人に関する氏名・生年月日・住所などの情報で、特定の個人を識別できるものと定義されている。2015年改正では「個人情報の取扱数が5000件以下の「小規模取扱事業者」も対象」に追加された。

.....

人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育・啓発推進法第7条に基づき、総合的、計画的に人権教育・啓発の推進を図るため、2002年に策定された。推進の方策として、人権一般の普遍的な視点からの取り組み、子ども、高齢者、女性、障がいをもつ人等の個別の人権課題への取り組みなどについて明記している。

.....

人権三法

2016（平成28）年に差別を解消することを目的に施行された「障害者差別解消法」「部落差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」の3つの法律のこと。

.....

ストーカー行為

特定の人に対してつきまとい、まちぶせ、連続した電話などの行為を繰り返し行い、生命や身体の安全を脅かすこと。2000年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が制定され、規制されるようになった。

.....

性的指向や性自認

性的指向とは、人への恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す考え方である。性自認とは、自分の性をどのように認識しているのかを示す考え方であり、こころの性と呼ばれることもある。

.....

バリアフリー

障がいをもつ人を取り巻く生活環境には、道路や建物などの物的障壁、法制度や慣習などの制度的障壁、人々の偏見や無理解などの心理的障壁、コミュニケーションや情報伝達などの情報の障壁という4つのバリア（障壁）があるといわれている。それらの障壁を取り除くことをバリアフリーという。日本では、2000年に物的障壁を取り除くことを目的とする「交通バリアフリー法」が施行された。

.....

ヘイトスピーチ

特定の人種や民族に対して攻撃的・排斥的な言動をすること。

.....

ユニバーサルデザイン

1990年以降、障がいをもつ人にとってだけでなく、すべての人にとってバリアのない環境をつくるのが大切であるという考え方が提唱された。このような考え方に立った施設や製品、情報などの設計（デザイン）を、ユニバーサルデザインと言う。

.....

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者やパートナー、恋人など、親密な関係にある相手に対して振るう暴力のこと。暴力の内容としては、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力に分類されている。2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行され、DVは犯罪となる行為と定め、被害者の救済などが図られている。



浦安市人権施策指針(改訂)
令和2年3月

発行 浦安市 企画部 男女共同参画センター
〒279-8501 浦安市猫実1-1-1
TEL 047-351-1111

